平成２５年（フ）第５９８号
名古屋市緑区ほら貝１丁目４番地　メゾン螺貝105号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷102番地の１
債務者　松乃家こと　内田　宏昭
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　正和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２０６号
大阪府東大阪市吉田４丁目６番38―106号
債務者　井上　雅央
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮下幾久子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４０号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―605号
債務者　吉田精肉店・吉田商店・吉田屋こと　久保登志男
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山室　匡史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3558番地の１
債務者　辻左官こと　辻　　秀喜
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３３号
和歌山県東牟婁郡串本町潮岬3558番地の１
債務者　辻　八重子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　榎　　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第９２７号
札幌市南区藤野２条13丁目４番28号
債務者　三上　正人
１　決定年月日時　平成25年６月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　敬治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７６号
鹿児島県霧島市隼人町小田168番地７
債務者　石内　　恵
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩井　作太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後１時35分
５　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７０２号
名古屋市名東区貴船１丁目40番地　三幸ビル101号
債務者　平野　宏志
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西村　茂樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８１号
堺市北区南花田町306番地４
債務者　本村　英樹
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８２号
堺市北区南花田町306番地４
債務者　本村　　薫
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小谷　隆幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
埼玉県春日部市西金野井64番地23　ＳＴＥＰⅠ104
債務者　関根　佳裕
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河内　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６４号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目411番地　グルックハイム203号
債務者　三瓶一郎こと　ＳＡＭＰＥＩ　ＩＴＩＲＯ
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野　晶子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１２号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野1001番地
債務者　平田　敏也
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋吉　克洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第７４号
長野市戸隠豊岡788番地
債務者　小林　新吾
１　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風間　信弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９８号
佐賀県唐津市肥前町中浦1683番地，1684番地合併
債務者　川添　清治
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高崎　繁行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時
５　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町29番８―11号
債務者　平田　俊也
１　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　馬場　竹彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３号
高知県四万十市下田4310番地
債務者　秋月三津枝
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月19日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
高知地方裁判所中村支部